

熊本県の一部の地域における国税に関する申告期限等を指定する件

国税庁告示第 15 号

国税通則法施行令（昭和 37 年政令第 135 号）第 3 条第 1 項（災害等による期限の延長）の規定に基づき、熊本県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成 28 年 4 月国税庁告示第 9 号）において別途国税庁告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に国税の納税地を有する者に係るものについては、その期限が平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 11 月 29 日までの間に到来するものについて、平成 28 年 11 月 30 日とする。

平成 28 年 10 月 17 日

国税庁長官 迫田 英典

都道府県名	地域
熊本県	八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 下益城郡美里町 玉名郡玉東町 玉名郡南関町 玉名郡長洲町 玉名郡和水町 菊池郡大津町

菊池郡菊陽町
阿蘇郡南小国町
阿蘇郡小国町
阿蘇郡産山村
阿蘇郡高森町
上益城郡嘉島町
上益城郡甲佐町
上益城郡山都町
八代郡氷川町
葦北郡芦北町
葦北郡津奈木町
球磨郡錦町
球磨郡多良木町
球磨郡湯前町
球磨郡水上村
球磨郡相良村
球磨郡五木村
球磨郡山江村
球磨郡球磨村
球磨郡あさぎり町
天草郡苓北町